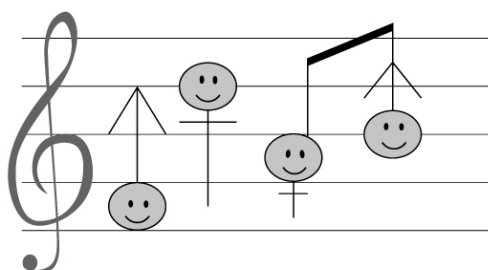


きたひろしま 男女平等参画プラン (改定版)

きたひろしま男女平等参画プランの
イメージデザイン



男女のそれぞれの音（個性）が、社会の中で美しいメロディとなりハーモニーを奏でていきます

北 広 島 市

はじめに

男女平等参画社会は女性、男性という区別ではなく、一人の人間として生き生きとした生活を送ることができ、共に相手のことを尊重し、助け合っていく社会です。この社会の実現は、国においても21世紀の少子高齢化を乗り越える重要課題として位置付けられています。

北広島市においても、国の男女共同参画社会基本法成立、北海道男女共同参画プランの成立の動きに合わせ、1999年（平成11年）北広島市女性プラン推進委員会を設置し、同委員会の提言を基に、2002年（平成14年）から2010年（平成22年）までの「きたひろしま男女平等参画プラン」を2001年（平成13年）12月に策定し、各種施策に取り組んでまいりました。プランの理念や施策体系等基本的な考え方は現在も継続しておりますが、プラン策定以降、2005年（平成17年）12月に策定された国の男女共同参画基本計画（第2次）をはじめ、関連する法律の制定や改正があり、男女平等参画をめぐる状況が大きく変化したことに伴い、新たな課題を整理しプランの見直しを行いました。今後は、更なる男女平等参画社会の実現に向けて努力してまいりますので市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

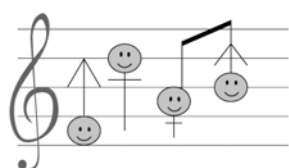
なお、2007年（平成19年）に設置いたしました「北広島市男女平等参画懇話会」委員の皆様から、この度の改定にあたりまして貴重なご意見とご協力を賜りましたことに厚くお礼申し上げます。

平成20年3月

北広島市長 上野正三

— 目 次 —

はじめに	
第1章 プランの基本理念	1
第2章 プラン策定の背景	2
第3章 プラン策定の基本的な考え方	4
1. プランの目的と基本方針	
2. プランの性格及び見直し	
3. 見直しによる新たな課題への取り組み	
4. プランの期間	
第4章 プランの施策体系	9
第5章 プランの内容	
基本方針1 男女平等を育む教育の推進	10
1. 男女平等を育む教育の充実	
2. 男女の人権と平等意識の啓発	
基本方針2 男女が共に働くための条件整備	13
1. 就労と家庭生活の調和を図る条件整備	
2. 就労の環境整備	
3. 女性の働く意識の向上	
基本方針3 あらゆる分野での男女平等参画の推進	17
1. 政策・方針決定過程への女性の参画推進	
2. 家庭・地域への男性参画の促進	
3. 社会活動への男女の参画推進	
4. 国際的視野に立った男女平等参画の推進	
基本方針4 少子・高齢時代を乗り越える男女の自立に向けた支援	20
1. 安心して子育てができる支援体制の整備	
2. 介護支援と環境整備の充実	
3. 女性のための相談体制の充実	
基本方針5 すこやかな心身の保持とやすらぎある生活の支援	23
1. 母子保健と母性保護の推進	
2. 男女の健康づくりの推進	
第6章 プランの推進	25
資 料	27



— 表 紙 —

きたひろしま男女平等参画プランのイメージデザイン

（平成18年度に市民募集し決定）

男性も女性も、それぞれの音（個性）を出すときに、社会の中で、
美しいメロディとなりハーモニーを奏でていく・・・イメージ

第1章 プランの基本理念

市民が生涯にわたりいきいきと活気にあふれ、

自然との共生のなかから豊かさが実感でき、

個性ある文化が生まれ育つ快適なまち。

その北広島市を舞台にして

女性も男性も主体的にあらゆる分野で

性別にとらわれることなく、

それぞれの有する能力を発揮し、

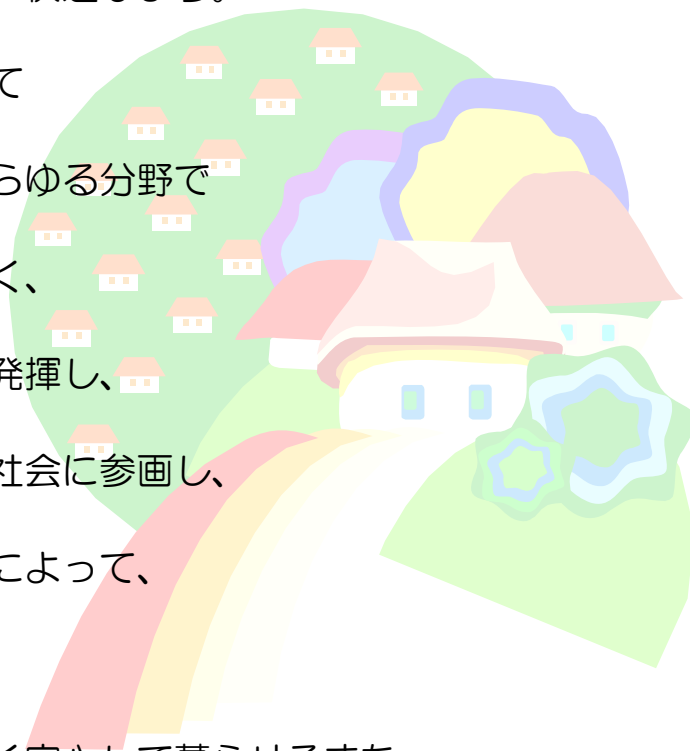
対等なパートナーとして社会に参画し、

自立した生活を営むことによって、

新たな活力を生み出し、

将来にわたって自分らしく安心して暮らせるまち。

これが北広島市のめざす「男女平等参画」のまちのすがたです。



男女平等参画社会

「男女共同参画社会基本法」では、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によってあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を「男女共同参画社会」と定義しています。

「男女共同参画社会」は、「男女平等」を当然の前提とした上で目指すべき社会ですが、「男女平等」でない状態で単に女性が参加するだけであるという誤解をまねかないよう、北広島市としては、あえてプランには、「男女平等参画」と明示します。

第2章 プラン策定の背景

1. 世界の動き

世界における男女共同参画社会形成への動きは、1975年（昭和50年）の「国際婦人年」を契機とした、女性の地位向上のための取り組みから始まりました。1995年（平成7年）の第4回世界女性会議において、女性問題が人権問題であることと、※女性のエンパワメントが強調された「北京宣言と行動綱領」が採択され、2000年（平成12年）にニューヨークで開かれた女性2000年会議では「北京行動綱領」採択後5年間の実施状況について検討・評価が行なわれ、一層の推進に向けて、「北京宣言と行動綱領実施のためのイニシアティブ」が採択されました。2005年（平成17年）には、国連婦人の地位委員会、通称「北京+10」閣僚級会合が開かれ、これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎するとともに、完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める内容の決議がなされました。

※女性のエンパワメント

「女性が力をつけること」をいう。第4回世界女性会議のキーワードである。

自己決定能力といった個人的な力や、法的力、経済的力、政治的力など、ひとりが力をつけることが別の人の力となり、グループ全体の力を高めていくような能力のこと。

2. 日本の動き

日本においては、国際婦人年世界会議を受けて、1977年（昭和52年）に「国内行動計画」の策定から取り組みが始まり、世界の動きに合わせた形で計画の策定、改訂がされてきました。更に1999年（平成11年）には、男女共同参画社会の形成を総合的、計画的に推進することを目的にその基本理念や基本方向を示す「男女共同参画社会基本法」が成立、施行され、2000年（平成12年）には基本法に基づき「男女共同参画基本計画」が策定されました。また、2005年（平成17年）に「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定され、長期的な政策の方向性と具体的施策が定められました。

また、関連法令として、2001年（平成13年）女性に対するあらゆる暴力の根絶を目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が成立し、2004年（平成16年）、2007年（平成19年）にも改正が行なわれ法整備が進め

られました。2006年（平成18年）の男女雇用機会均等法の改正では、男女双方に対する性差別禁止の範囲拡大等が定められ2007年（平成19年）から施行されています。

3. 北海道の動き

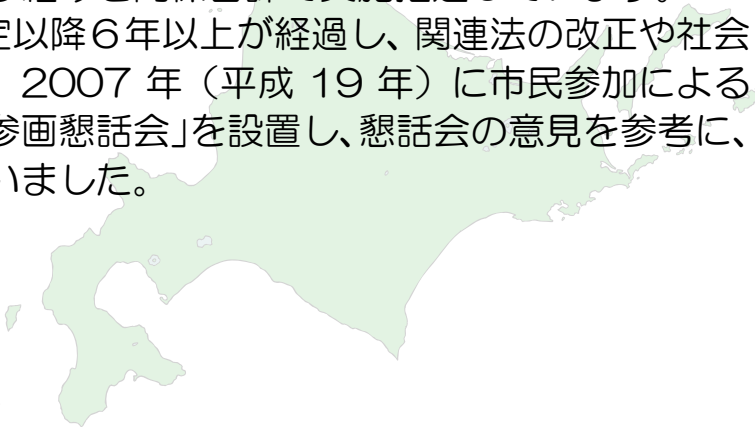
北海道では、「国内行動計画」をもとに、1978年（昭和53年）「北海道婦人行動計画」が策定され、1987年（昭和62年）には、女性の自立と社会参加を促進する「北海道女性の自立プラン」、1997年（平成9年）には男女がともに社会に参画する「北海道男女共同参画プラン」が策定されました。更に、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的により積極的に推進するため、2001年（平成13年）に「北海道男女平等参画推進条例」が施行され、この条例の制定を受け、2002年（平成14年）に「北海道男女平等参画基本計画」が策定されました。

また、2006年（平成18年）には改正された国のDV防止法に基づき、「北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」が策定され、暴力のない男女平等参画社会の実現を目指しています。

4. 北広島市の動き

北広島市では、このような内外の動きに合わせ1999年（平成11年）に「北広島市女性プラン推進委員会」を設置し、2001年（平成13年）に委員会の提言を基に2002年（平成14年）から2010年（平成22年）までの「きたひろしま男女平等参画プラン」を策定し、さまざまな取り組みを関係各課で実施推進しています。

しかし、プラン策定以降6年以上が経過し、関連法の改正や社会情勢の変化に合わせ、2007年（平成19年）に市民参加による「北広島市男女平等参画懇話会」を設置し、懇話会の意見を参考に、プランの見直しを行いました。



第3章 プラン策定の基本的な考え方

1) プランの目的と基本方針

このプランの目的を達成するため、次の目標と基本方針を設定しています。

目 標 北広島市男女平等参画社会の実現を目指して

基本方針 1. 男女平等を育む教育の推進
2. 男女が共に働くための条件整備
3. あらゆる分野での男女平等参画の推進
4. 少子・高齢時代を乗り越える男女の自立に向けた支援
5. すこやかな心身の保持とやすらぎある生活の支援

2) プランの性格及び見直し視点

- ① 2001年度（平成13年度）北広島市女性プラン推進委員会からの提言を尊重し策定したプランを、2007年度（平成19年度）、北広島市男女平等参画懇話会の意見を参考に見直しを行いました。
- ② 北広島市総合計画～きたひろしま 21 創造プラン～をはじめとする本市の各種計画との整合を図りました。
- ③ 国の「男女共同参画2000年プラン」「男女共同参画社会基本法」及び「北海道男女共同参画プラン」を踏まえプランを策定し、国の「男女共同参画基本計画（第2次）」に配慮して見直しを行いました。
- ④ プランの枠組みや内容は、基本的に変更せず継続し、「推進項目」と「主要取り組み」について改定を行いました。
- ⑤ プランが身近に感じられるように、分かりやすい表現に努め改定を行いました。

3) 見直しによる新たな課題への取り組み

《見直しの背景》

プラン策定後の社会情勢の変化

1. 法律の整備

プラン策定後、「男女共同参画基本計画（第2次）」の策定のほか、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みの強化として「DV防止法」の制定と改正があり、さらに、少子化対策として「次世代育成支援対策推進法」の制定や、急速に進行する高齢化に対応するため、予防重視型、地域密着型を盛り込んだ「介護保険法」の改正や、新たに高齢者の虐待や介護者の負担を軽減することを目的とする「高齢者虐待防止法」が制定され、男女平等参画推進に関わる他法の整備が急速に進み、当市においても、新たな施策への取り組みが始まりました。

《主な法整備状況》

DV防止法制定（改正） 2001年・2004年・2007年
（平成13年・16年・19年）

次世代育成支援対策推進法制定 2003年（平成15年）

男女共同参画基本計画（第2次） 2005年（平成17年）

介護保険法改正 2005年（平成17年）

高齢者虐待防止法制定 2005年（平成17年）

男女雇用機会均等法改正 2006年（平成18年）

2. 少子・高齢化の進行

少子・高齢化は日本全体の問題であり、経済成長の鈍化や、税や社会保障の負担増大、地域社会の活力の低下等地域社会全体に影響を及ぼすことが懸念されています。

そのためにも、多様な人材が必要となり、女性の発想や労働力が大きな力とされており、防犯、防災やまちづくりといった分野での男女平等参画が求められています。

当市においても少子・高齢化が進行しております。特に高齢化については、団塊世代といわれる人口が多く、今後、急速に高齢化が進行していくものと考えられます。犯罪や大規模災害等、地域を取り巻く不安は大きく、日々の安全安心の暮らしを守るために、市民の主体的な活動が求められています。地域の中で世代を超え、今まで地域活動に関わりの少なかった団塊世代の男性や主婦層が、まちづくりにより積極的に参加できるような、男女平等参画を進めていくことが必要です。

また、高齢者に占める女性の割合が高いことから、高齢者が直面す

る問題は、女性が多くの影響を受ける傾向となります。また介護者はその多くを女性が占め、介護の負担が集中している現状です。そのため、高齢者を社会全体で支えていくための介護体制の整備と、高齢者が自立し、男女がいきいきと安心して暮らせるような支援が求められています。

2006年（平成18年）に出された国の少子化社会対策推進専門委員会の報告では、「少子化対策は、子どもを生き育てやすい社会を作ること」にあり、そのためには「男性も女性も、ともに、持てる能力を發揮しつつ、職場のみならず、家庭（家事・育児等）・地域とともに参画するという男女共同参画を通じて推進されるものである」と、男女平等参画と少子化対策の関係についての見解が出されました。このことから、男女平等参画の推進が、少子化の進行の原因の一端であるとの誤解を招かないように、個人の多様な生き方や、選択を認めていく男女平等参画社会の実現についての正しい理解を広げていくことが大切となっています。

3. 情報化社会の進展

近年、情報通信の技術の進歩は目覚しく、特にIT技術の進歩によって、手軽に情報発信や収集が可能になり、在宅勤務等女性の就業機会の拡大にもつながってきています。しかし携帯電話の出会い系サイト等、情報によっては援助交際や性犯罪に巻き込まれる等の危険性が大きく、正しい利用について、対策が求められています。

情報化社会の中で、女性や子どもたちが、不利な状況を生み出さないように、インターネットの活用方法等情報を主体的に収集・判断できる能力の育成や、女性をはじめとした人権を尊重した表現への取り組みが求められています。

《新たな課題への取り組み》

●男女の人権教育の推進

男女平等参画に対する受け止め方は、「男女平等」という言葉の意味が誤解を招いたり、女性だけの問題と取られていたり、個人によって差が大きく、その理念が浸透していない状況にあります。

男女平等参画社会の実現に対しての理解を深めるため、基本となる「人権教育」への一層の取り組みと、女性も男性も対象とした、意識の啓発と分かりやすい広報や情報提供の充実を図ります。

- ◎男女平等参画の啓発の充実
- ◎男女平等参画意識調査の実施
- ◎男女の人権教育の推進

●女性に対する暴力をはじめとするあらゆる暴力の根絶

配偶者からの暴力等（＝ドメスティック・バイオレンス（DV））が社会問題となっていますが、言葉の意味や相談体制への理解が不十分です。

女性に対する暴力をはじめ、あらゆる人に対する暴力のない家庭、社会を目指します。

◎ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめとする暴力を根絶するための相談体制・啓発の充実

●メディアにおける人権の尊重の推進

新聞や雑誌、テレビやラジオのほか、インターネットや携帯電話の普及により情報が溢れ、その影響力は大きくなっています。

多くの人々が幅広く活用するその利点を生かし、男女平等参画意識の浸透を図ると共に、メディアの表現によって人権が侵害されることのないように、男女平等参画の視点に立った表現の啓発と働きかけに努めます。

偏った情報等を見抜き、メディアにおける人権の尊重のため、情報を主体的に読み解く力の向上に努めます。

◎男女平等参画の視点により人権を尊重した表現の啓発

◎情報が社会や生活に及ぼす影響の理解と対応する能力の促進

◎インターネットトラブル対応マニュアル等の活用促進

●「まちづくり」への男女平等参画の促進

地域社会の連帯感や相互扶助意識が希薄になってきています。

北広島市には、特に団塊世代の人口が多く、地域に生活基盤のある主婦層が多いという特性があります。

この特性を生かし、世代や性別に関係なく、男女がまちづくりに積極的に参画し地域のまちづくりを推進していく必要があります。

安全安心の暮らしを守るため、地域の特性や個性を生かし、地域活動に男女の参画の推進を図ります。

◎NPO や市民活動団体の支援

◎地域における防災意識の向上と女性の参画促進

◎まちづくり（防犯活動・自治会活動）への男女の参画の促進

◎地域における男性の意識改革と女性参画のための学習機会の充実

●介護の社会化と男女平等参画の促進

本格的な高齢時代を迎え、高齢者の虐待等、介護の問題が大きくなってきています。

男女の介護の役割分担意識を見直し、高齢者や家族、地域がお互いに協力し、支えあい、安心して高齢者が地域の中で暮らせる社会と、女性や家族の介護負担の軽減を目指します。

- ◎高齢者支援センター機能の充実強化
- ◎介護サービス事業者についての情報提供
- ◎介護予防や支援事業の実施
- ◎高齢者虐待防止のためのネットワーク事業の実施

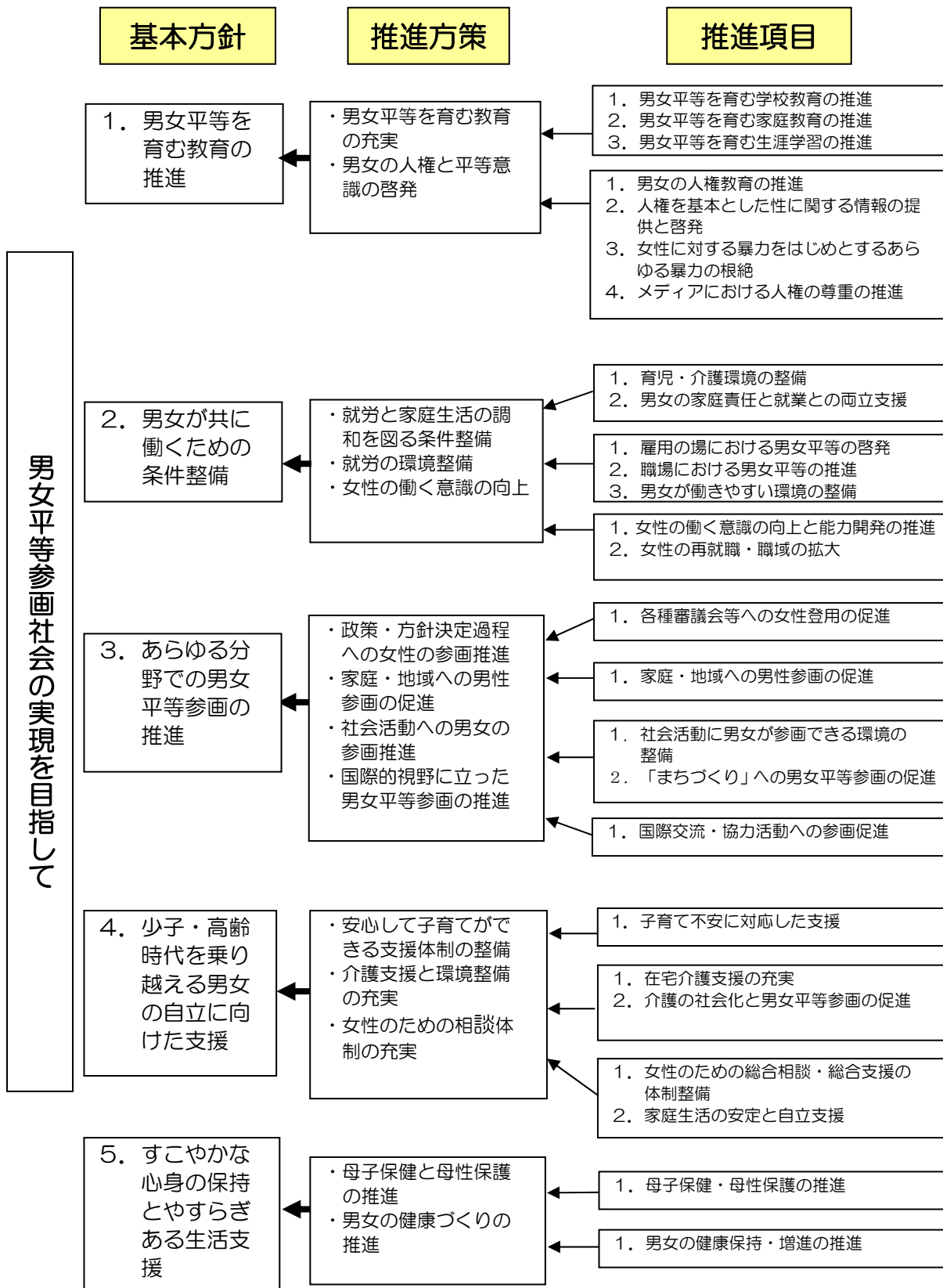
4) プランの期間

このプランは、策定後の国の法改正等状況の変化に対応するため従来のプランを見直したものであることから、計画期間も従前のとおり、2010年度（平成22年度）までとします。

また、社会情勢の変化や新たな施策への対応が必要となった場合は、プラン期間中においても見直しを行います。



第4章 プランの施策体系



第5章 プランの内容

基本方針1. 男女平等を育む教育の推進

男女は、本来平等であり、性別による偏見や差別は個人の尊厳を侵す人権問題のひとつといえます。すべての男性や女性が、個性と能力を十分に発揮でき、いきいきと輝き、幸せに暮らすことができる社会こそ目指すべき「男女平等参画社会」といえます。

しかし、長い歴史の中で培われた「男は仕事、女は家庭」また「男が主、女は従」という*固定的な役割分担意識はいまだ私たちの生活習慣にも根強く残っています。

「男女平等参画社会」を実現するためには、市民一人ひとりが男女平等参画についての理解を深め、自立の意識を高めていくことが不可欠です。このような意識づくりに向けて、男女が社会の一員として自立し、お互いにパートナーとしてその個性と能力を十分に発揮していくためには、生涯を通して学校・家庭・地域など、あらゆる場で男女の平等についての教育・学習をすすめていく必要があります。

また、社会における男女の固定的な役割分担や上下関係を背景に、新たな課題として*ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめとする暴力や、職場、学校、地域などにおける*セクシュアル・ハラスメント等が社会問題化し、人権としての性を尊重していくための学習や意識啓発が必要です。

推進方策

1. 男女平等を育む教育の充実
2. 男女の人権と平等意識の啓発

※固定的な役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように、性別によって男女の役割を固定化する意識・考え方の中で、社会の中で女性が個性や能力を十分に発揮するためには、この固定的な意識を変え、社会の構造を変えていく必要があります。

※ドメスティック・バイオレンス(DV)

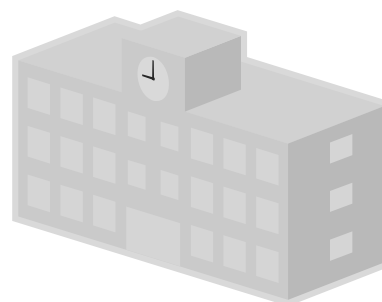
直訳すると「家庭内の暴力」となりますが、配偶者や恋人による身体的暴力だけでなく精神的、性的なものも含む暴力のことをいいます。平成13年に暴力防止と被害者保護を定めたDV防止法が施行され、平成16年6月、平成19年7月、改正DV防止法が成立しています。DVは、男女の人権を著しく侵害する行為です。

※セクシュアル・ハラスメント

職場において、相手の意に反して性的な言動又は行為を行うことにより、職場環境を著しく悪化させたり、職務遂行を妨げることをいいます。このような行為は、女性も男性も仕事を継続するうえで大きな障害となるばかりでなく、人権の侵害となります。

推進方策 1. 男女平等を育む教育の充実

推進項目	主要取り組み	所管
<p>① 男女平等を育む学校教育の推進</p> <p>現在の学校教育は新しい教育課程の趣旨に基づき平等だといえます。しかし、他者を思いやり命の大切さを学ぶ基本的な人権教育や男女平等意識と両性に対する心豊かな配慮など、一層の平等への取り組みが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女平等を含めた人権尊重に関する教職員研修機会及び児童・生徒の学習機会の充実 	<p>管理部</p>
<p>② 男女平等を育む家庭教育の推進</p> <p>男女の固定的な役割分担意識は、家庭生活の中で形づくられることから、男女平等の意識づくりのための家庭教育の推進が必要です。特に、男性の家庭生活（家事・育児等）に参画する学習機会の提供が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域子育てセミナーの実施 ● 子育て移動講座の実施 ● 家庭教育テレホンサービスの実施 ● 男性向け各種講座の実施 	<p>生涯学習部</p> <p>生涯学習部</p> <p>生涯学習部</p> <p>保健福祉部</p>
<p>③ 男女平等を育む生涯学習の推進</p> <p>生涯を通じて男女が等しく学習に参加し、男女平等参画についての学習をはじめ多様な学習ニーズに応えることができる生涯学習の推進が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女平等参画フォーラムの開催 ● 各種生涯学習活動の支援 ● 男女平等観に立った社会教育の推進 ● 市民の学習ニーズに対応した出前講座の実施など多様な生涯学習機会の提供 	<p>市民部</p> <p>生涯学習部</p> <p>生涯学習部</p> <p>生涯学習部 市民部</p>



推進方策2. 男女の人権と平等意識の啓発

推進項目	主要取り組み	所管
<p>① 男女の人権教育の推進</p> <p>人権について市民に分かりやすい啓発を行なうと共に、性別にとらわれず、*多様な性を持つ人の人権に配慮し、一人ひとりが命の尊さを自覚し共に支えあう社会づくりが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女平等参画の啓発の充実 ● 市職員の男女平等参画意識の啓発・率先行動の実施 ● 男女平等参画各種意識調査の実施 ● 男女の人権教育の推進 ● 人権尊重思想の普及啓発 ● 人権相談の実施 	市民部 総務部 市民部 市民部 市民部 市民部
<p>② 人権を基本とした性に関する情報の提供と啓発</p> <p>女性と男性が役割分担意識に束縛されず、より良いパートナーとして暮らしていくためには、それぞれの性に対する正しい理解と尊重が必要です。命の尊さを認識するため、人権を基本とした性に関する正確な情報提供と啓発が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「性の商品化」問題に関する情報提供と啓発 ● エイズ予防に関する知識の普及・啓発の実施 	市民部 保健福祉部
<p>③ 女性に対する暴力をはじめとするあらゆる暴力の根絶</p> <p>社会問題化しているドメスティック・バイオレンス（DV）や、性犯罪や家庭内暴力、職場や学校、地域などあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントや暴力などは、主に被害を受けた女性をはじめ社会に対し、あらゆる面で深刻な影響を及ぼすため、暴力を根絶するための基盤づくりが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめとする暴力を根絶するための相談体制・啓発の充実 ● セクシュアル・ハラスメントを防ぐための意識啓発 ● 労働事情調査（セクシュアル・ハラスメント防止対策について） 	保健福祉部 市民部 経済部 市民部 経済部
<p>④ メディアにおける人権の尊重の推進</p> <p>メディアが一人ひとりの意識に与える影響が非常に大きくなっており、メディアによる男女の固定的な役割分担意識の偏った広告や報道等を払拭する必要があります。また、インターネットや携帯電話などの新たなメディアの普及により、必要な情報を選択して、読み解く能力（*メディア・リテラシー）を育成するための取り組みの推進が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女平等参画の視点により人権を尊重した表現の啓発 ● 情報が社会や生活に及ぼす影響の理解と対応する能力の促進 ● インターネットトラブル対応マニュアル等の活用促進 	市民部 生涯学習部 管理部

***多様な性を持つ人**

男女の性別にかかわらず、身体上の性別に対と心の性別が一致せず、身体上の性別に違和感を持つ「性同一性障がい」をはじめとする多様な性を持つ人

***メディア・リテラシー**

情報メディアを批判的に読み解いて、必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き活用する能力のこと。広義には「情報を処理する能力」や「情報を発信する能力」のことを含めます。

基本方針2. 男女が共に働くための条件整備

近年、女性のライフスタイルも多様化し、就労意欲は年々高まりをみせ、パートタイム労働者、派遣労働者、在宅ワークの就業者等、多様な働き方をする女性が増え、社会もまた女性の能力や労働力を必要としています。

しかし、男女雇用機会均等法により女性の働くための差別の解消が図られてきましたが、現実には相変わらず女性の採用先が限られていることや男女の賃金の格差があるなど、女性を取り巻く環境は依然厳しい状況にあるといえます。

更に、多くを女性が担ってきた家事・育児・介護等の家庭生活についても依然として女性の仕事といった意識が残っています。男女がそれぞれの個性と能力を発揮し共に働き、安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会の形成のため、仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発と家庭生活を支える環境整備が必要です。

また、男女が共に責任を担える社会づくりに向けて、女性自身の意識改革や自立を支援する必要があります。

推進方策

1. 就労と家庭生活の調和を図る条件整備
2. 就労の環境整備
3. 女性の働く意識の向上



推進方策 1. 就労と家庭生活の調和を図る条件整備

推進項目	主要取り組み	所管
<p>① 育児・介護環境の整備</p> <p>女性が就労する上で、育児・介護の問題は大きな障害となっています。一方で社会は、女性の新しい発想や労働力を必要としています。女性が出産・育児・介護により仕事をやめることなく、就労を継続し、それぞれ多様な生き方を選択できる環境の整備が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳児保育・一時保育・延長保育の推進 ※延長保育実施園数目標 4園→平成21年度6園 ● 学童クラブの整備充実 ● ※ファミリーサポートセンター事業の実施 ● 高齢者福祉サービス（介護保険以外）の充実 	<p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p>
<p>② 男女の家庭責任と就業の両立支援</p> <p>男女が働き続ける上で、育児・介護の問題を、社会全体で支援する体制が必要です。</p> <p>家庭においては、男性も女性も共に家庭生活にかかわり、責任を持つことが必要です。仕事と家庭の両立のため、各種制度の広報・啓発や支援が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働事情調査（再掲）（育児・介護休業制度の啓発） ● 介護知識の普及・啓発 ● 男性の料理教室などの家庭・育児に関する講座の実施 ● ホームヘルパー講習会への参加促進 	<p>経済部</p> <p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部 生涯学習部</p> <p>保健福祉部</p>

※ファミリーサポートセンター事業

働く人々の仕事と家庭の両立、特に育児との両立を手助けすることを目的とし、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、地域の相互援助活動によって、助け合う事業をいいます。

推進方策2. 就労の環境整備

推進項目	主要取り組み	所管
<p>① 雇用の場における男女平等の啓発</p> <p>「男女雇用機会均等法」により、募集、採用から退職にいたるまでのあらゆる場面において、雇用と待遇の確保が図られていますが、十分とはいええない状況にあります。 雇用のあらゆる場面での男女平等が確保され、女性の能力が発揮できる雇用者側の意識啓発が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 求人情報の提供 ● 労働事業調査（再掲） （男女別就業形態比率調査） ● 諸制度や支援制度の関係リーフレットによる啓発と情報提供 	<p>経済部</p> <p>経済部</p> <p>経済部</p>
<p>② 職場における男女平等の推進</p> <p>職場内での男女格差を感じている女性は少なくありません。配置・昇格・給与・退職などの雇用のあらゆる場面で格差が依然存在しています。 ライフスタイルに即した多様な働き方ができるよう、個人・事業者の意識改革が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市職員の男女平等参画意識の啓発・率先行動の実施（再掲） ● 労働事情調査（再掲） （産前・産後・育児・生理休暇、女性の登用状況） 	<p>総務部 市民部</p> <p>経済部</p>
<p>③ 男女が働きやすい環境の整備</p> <p>働く女性が増加し、社会もまた女性の労働力を求めています。しかし、職場での性的嫌がらせにより不当な扱いを受けたり、セクシュアル・ハラスメントの被害は増加傾向となっています。 男女が共に働く上で、女性にとって働きやすい環境を整備するためにも、男女雇用機会均等法の趣旨や内容についての理解を広めると共に、固定的な意識の解消に向けた意識啓発が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● セクシュアル・ハラスメントを防ぐための意識啓発（再掲） ● 労働事情調査（再掲） （セクシュアル・ハラスメント防止対策について） ● 改正男女雇用機会均等法等関係法令の啓発 	<p>市民部 経済部</p> <p>経済部</p> <p>経済部 市民部</p>

推進方策3. 女性の働く意識の向上

推進項目	主要取り組み	所管
<p>① 女性の働く意識の向上と能力開発の推進</p> <p>歴史的背景から固定的な男女の役割分担意識が培われ、女性自身にも男女平等参画の推進への理解が不十分な面が見られます。 男女が働く上で共に責任を担える女性自身の意識改革が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性の学習機会の充実 ● 労働に関する諸制度や支援制度の情報提供 	<p>生涯学習部 市民部</p> <p>経済部</p>
<p>② 女性の再就職・職域拡大</p> <p>近年、再就職を希望する女性が増えています。 再就職希望者への情報提供や※M字型雇用に対応した、再就職・再雇用を受け入れる社会づくりや職域の拡大が必要です。多様な働き方をする女性のために、様々な情報提供や学習機会の提供が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働事情調査（再掲） （再就職・再雇用制度の普及促進・再就職希望者への情報提供） ● 企業セミナーの開催 	<p>経済部</p> <p>経済部</p>

※M字型雇用

日本女性の就業パターンを年齢別労働力でみた場合、就学期を終えた20歳代前半に高くなり、結婚・出産期にあたる20歳代後半から30歳代にかけて一時低下し、その後育児期を終えた40歳代に再び上昇する姿をグラフに描くとM字型のカーブになる就労の形態をいいます。

基本方針3. あらゆる分野での男女平等参画の推進

男女が共に生きる地域社会では、人々が知恵を出し合い、社会の仕組みをより良いものにすることが大切であり、人同士のつながりや絆を深めていくことが求められています。そのためにも、女性の知識や経験を生かしたものの見方、考え方を反映させるため、社会の意思決定場面への女性参画を推進することが必要です。

しかし、依然として、職場での男性上位はいうまでもなく、町内会や地域の団体においても会長や役員は男性が中心であり、物事の決定やその過程では男性が主導権を握っているといえます。

一方、家庭のことや子ども会、PTAなどの子どもに関する地域活動への参加は女性の仕事といった固定的役割分担意識が存在し、それらの活動への男性参加については十分とはいえない状況です。

このような固定的役割分担意識を是正し、男女が共に地域活動に参加、参画できるよう職場・家庭・地域においてバランスが取れた生活を送り平等の視点をもってあらゆる分野での男女平等参画がなされる体制づくりが必要です。

さらに、地域社会の連帯感や相互扶助意識が希薄になり、地域の連帯意識が低下する傾向があります。個性ある豊かなまちづくりをすすめていくためには、男女がお互いに助け合い地域活動に主体的に参画していくことが必要です。

また、男女平等参画の意識向上のためには、国際的な視野に立ち先進的な取り組みがなされている諸外国に目を向ける必要があります。

推進方策

1. 政策・方針決定過程への女性の参画推進
2. 家庭・地域への男性参画の促進
3. 社会活動への男女の参画推進
4. 国際的視野に立った男女平等参画の推進



推進方策1. 政策・方針決定過程への女性の参画推進

推進項目	主要取り組み	所管
<p>① 各種審議会等への女性登用の促進</p> <p>男女平等参画社会を形成するためには、個人の生活経験や能力を活かして、あらゆる分野の政策決定・実践の場へ参画していくことが重要です。女性の参画を促すため、働く女性や子育て中の女性が参画できるよう、開催時間に配慮した研修機会や情報の提供に努めることが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 附属機関・行政委員会・審議会への女性登用の促進 ※女性登用率 22年度数値目標 = 40% ● 市女性職員の登用の促進と職域拡大 ● 女性がさまざまな分野に参画するための必要な情報と研修機会の提供 	<p>全部局</p> <p>総務部</p> <p>市民部</p>

推進方策2. 家庭・地域への男性参画の促進

推進項目	主要取り組み	所管
<p>① 家庭・地域への男性参画の促進</p> <p>男女平等参画の推進は女性だけでなく男性にも関係があるという認識にたち、役割分担意識を変えるための学習機会や情報の提供が重要です。また、子育てや地域活動は、女性の仕事であるとの意識が存在しています。男女が職場・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルを考え、生活の転換ができるよう行政をはじめ関係者すべての意識改革が必要であり、男性が参加しやすいテーマや時間帯を考慮した講座や啓発事業が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女平等参画フォーラムの開催（再掲） ● 男性が家庭経営に参画するための講座の開催 ● 労働事情調査（再掲） （育児・介護休暇制度の啓発） ● 男性の子育て参加の促進 ● 子育て支援事業に関する情報の提供 ● 介護知識に関する学習機会の提供 ● ホームヘルパー講習会への参加促進（再掲） 	<p>市民部</p> <p>保健福祉部</p> <p>経済部</p> <p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p>

推進方策3. 社会活動への男女の参画推進

推進項目	主要取り組み	所管
<p>① 社会活動に男女が参画できる環境の整備</p> <p>家庭や育児・介護等は、依然として女性の仕事といった、固定的な役割分担意識を改革し、男女を問わず、多様な活動に参加・参画しやすい環境の整備が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● インターネットを活用した生涯学習等の情報提供の充実 ● 様々な場面での託児体制の充実 ● NPO や市民活動団体の活動支援 	<p>生涯学習部</p> <p>全部局</p> <p>市民部</p>
<p>② 「まちづくり」への男女平等参画の促進</p> <p>地域の安全と安心の暮らしを守るため、まちづくり、防犯、防災などの分野において、女性も男性も参画し意見を出し合い支えあうことで各分野の新たな発展を図ります。世代や性別に関係なく、男女の参画を促すため、地域における出前講座の開催や学習機会の提供が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における防災意識の向上と女性の参画促進 ● まちづくり（防犯活動・自治会活動）への男女の参画の促進 ● まちづくりにおける男性の意識改革と女性参画のための学習機会の充実 	<p>総務部</p> <p>市民部</p> <p>市民部</p>

推進方策4. 国際的視野に立った男女平等参画の推進

推進項目	主要取り組み	所管
<p>① 国際交流・協力活動への参画促進</p> <p>諸外国の文化について、交流などを通じて理解していくことや、男女平等参画に関する情報収集・提供に努める必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● カナダ・サスカトゥーン市との交流事業の促進 ● 国際交流協議会との連携 ● 世界の男女平等参画関連の情報提供 	<p>生涯学習部</p> <p>生涯学習部</p> <p>市民部</p>

基本方針4. 少子・高齢時代を乗り越える男女の自立に向けた支援

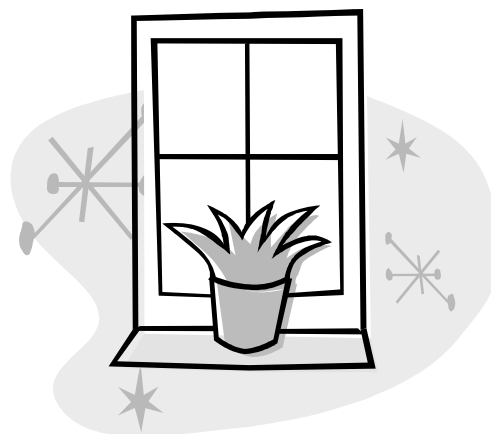
少子化が進行する大きな原因のひとつに、働きつづける女性が増えているにもかかわらず、女性に子育てや介護などの家事分担が集中し、男性の相応の分担や、社会的支援が不足していることがあげられます。また、団塊世代の退職が始まり、これから急速に進む高齢化に対し、介護の実態として「老老介護」といわれる介護や、女性への負担が大きく、「育児・介護の社会化」を自分の問題として考え、地域社会全体の理解と支援が必要です。

また、豊かで活力ある社会にしていくためには、高齢期の男女が支えられる側だけでなく、年齢や性別に基づく固定的な見方や偏見をなくし、世代を超えて交流し、自立と誇りを持って社会を支える一員としての役割を積極的に果たしていく必要があります。

男女の自立を支援する体制の整備と、女性の自立や悩みに対する支援・相談体制の整備をすすめる必要があります。

推進方策

1. 安心して子育てができる支援体制の整備
2. 介護支援と環境整備の充実
3. 女性のための相談体制の充実



推進方策3. 女性のための相談体制の充実

推進項目	主要取り組み	所管
<p>① 女性のための総合相談・総合支援の体制整備</p> <p>ライフスタイルの変化や価値観の多様化は、女性の抱える問題をさらに複雑にしています。</p> <p>家庭にあっては夫の暴力や家庭経営への参加不足、就業の場における差別やセクシュアル・ハラスメントなどの問題があります。</p> <p>そこで、女性・男性の抱える生活や労働の場での悩みなどに対応できる総合相談体制や支援体制の充実が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権相談の実施（再掲） ● 女性の総合相談体制の充実 ● 女性問題の情報収集・提供の充実 ● 男女平等参画情報誌の発行 ● 男女平等参画各種意識調査の実施（再掲） 	<p>市民部</p> <p>保健福祉部 市民部</p> <p>市民部</p> <p>市民部</p> <p>市民部</p>
<p>② 家庭生活の安定と自立支援</p> <p>家族形態の多様化が進む中で、ひとり親家庭では、生活に様々な困難が生じやすくなります。家族の援助が得られない場合も多く、母子家庭や父子家庭においても、ひとり親が生計の維持や子どもの養育問題など、すべての責任を担い経済的にも精神的にも、また、健康面においても厳しい状況に置かれているといえます。そのため、生活全般にわたる各種支援が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ひとり親家庭等医療費助成 ● ひとり親家庭自立支援 ● 母子・寡婦福祉資金の貸付 ● 特定者用定期乗車券割引 ● 就学援助 	<p>市民部</p> <p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p> <p>管理部</p>

基本方針 5. すこやかな心身の保持とやすらぎある生活の支援

男女が共に幸せな生活を営むためには、心身共に健康であることが重要であり、健康に対する意識を高めることが求められています。

さらに女性には、子どもを産むという男性にない役割があるため、それに起因する健康の問題を生じることも多く、さまざまな場面で男性とは別の配慮が必要となります。

女性は、家事や育児を優先する毎日の中で、肉体的にも精神的にも健康を損なう場合や、さまざまな悩みを抱えることも多く見受けられます。

これらの健康に関する問題解決については、ライフサイクルを通じた男女の健康を保持・増進するための環境整備が必要です。さらに、※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の視点に立った健康相談・指導助言体制を充実する必要があります。

推進方策

1. 母子保健と母性保護の推進
2. 男女の健康づくりの推進



※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

1994年の国際人口開発会議で「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という考え方が提唱されました。これは、女性が妊娠と出産を安全に行えること、子どもが健康に生まれ育つこと、健康を損なうことなく妊娠、出産を調整できることなど、「女性の性と生殖に関する健康と権利」を女性の自己決定権として保障しようとするものです。

推進方策1. 母子保健と母性保護の推進

推進項目	主要取り組み	所管
<p>① 母子保健・母性保護の推進</p> <p>母性は、女性固有の機能であり、次世代の生命を生み育てる社会的に重要なものであることが正しく理解され、尊重されなければなりません。また、核家族化・少子化の進む中、母子の健康を保障することは、極めて重要な社会的課題となっています。母子共に健康で健やかな生活を送れる環境・体制の整備が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊婦健康診査・乳幼児健康診査の実施 ● マタニティ・スクール・両親コースの実施（両親の家庭教育の実施） ● 母子保健推進員による子育て支援活動の充実 ● 相談体制の充実 ● リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に立った健康教育・相談・指導助言体制の充実 	<p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p>

推進方策2. 男女の健康づくりの推進

推進項目	主要取り組み	所管
<p>① 男女の健康保持・増進の推進</p> <p>生涯を通じて、心身ともに豊かな生活を送るために、それぞれの年代やライフスタイルに応じて心と体のバランスのとれた健康づくりの啓発や機会の充実が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ・レクリエーション活動の推進 ● 各種スポーツ・レクリエーション教室の開催 ● 健康意識啓発の推進 ● 健康教育講座の開催 ● 生活習慣改善指導の充実 ● 各種健康診査・検診の実施 ● 健康づくり地域活動の推進 	<p>生涯学習部</p> <p>生涯学習部</p> <p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p>

第6章 プランの推進

北広島市における「男女平等参画社会」の実現に向けて、総合計画・各種計画との整合性を図り、行政全体はもとより市民・事業者と一体となった取り組みを行います。

《推進体制の充実》

1. 男女平等参画施策を総合的、積極的に推進していくためには、担当課の連携が必要となります。

現在設置している庁内組織の「男女平等参画推進会議」の機能を強化し、全庁的に取り組む体制の充実強化を図ります。

2. 目標に向けての取り組みは、行政による施策の推進だけでは実現されるものではありません。

2007年(平成19年)に設置した市民参加の「男女平等参画懇話会」との連携により、プランの推進について、より市民意見を反映されるように、市民参加と協働による体制強化を図ります。

3. プランの実効性を高めるため、取り組み施策と推進状況について点検、評価し、更に市民にとっても分かりやすく、身近なものとなるよう、公表をしていきます。

《推進体制》

行政 「プラン推進会議」

男女平等参画の視点に立ち総合的・体系的なプランの推進に努めます。

また、年度毎の重点目標を定め、チェック機能としてプランの確認・評価に努めます。

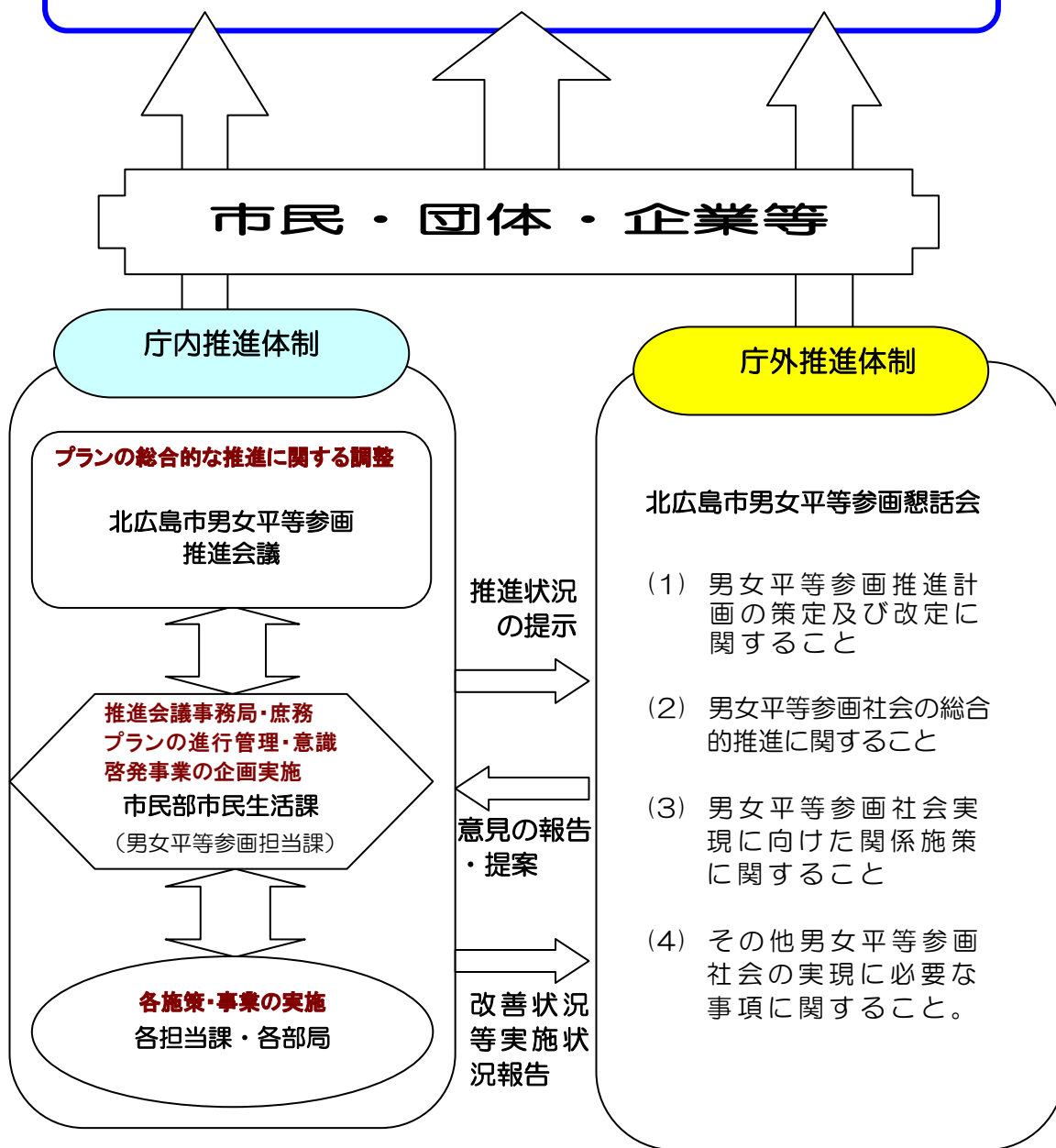
更に、男女平等参画社会の実現に向けた条例の制定について検討します。

市民 「男女平等参画懇話会」

男女平等参画社会の実現に向け、プランの推進について確認・評価を行うとともに、時代の変化に対応した新たな課題を協議し、市民意見が十分に反映されるように努めます。

北広島市男女平等参画推進体制

北広島市男女平等参画社会の実現を目指して



※「男女共同参画社会」は、「男女平等」を当然の前提とした上で目指すべき社会ですが「男女平等」でない状態で単に女性が参加するだけであるという誤解を招かないように北広島市としては、あえてプランには「男女平等参画」と明示しています。

きたひろしま男女平等参画プラン
(平成14年度～平成22年度)